

告示

埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成三十年十一月十三日

埼玉県熊谷県税事務所長 山崎 高章

氏名又は名称	秩父商工石油株式会社
代表者の氏名	取締役社長 武内 隆
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県熊谷市赤城町三丁目一番地
指定取消年月日	平成三十年十月三十一日